

第7 対象者間の比較

1 食品安全について（一般県民・事業者の意識や取組）

1-1 食の安全を理解するために消費者自身がすべきこと・消費者に望むこと

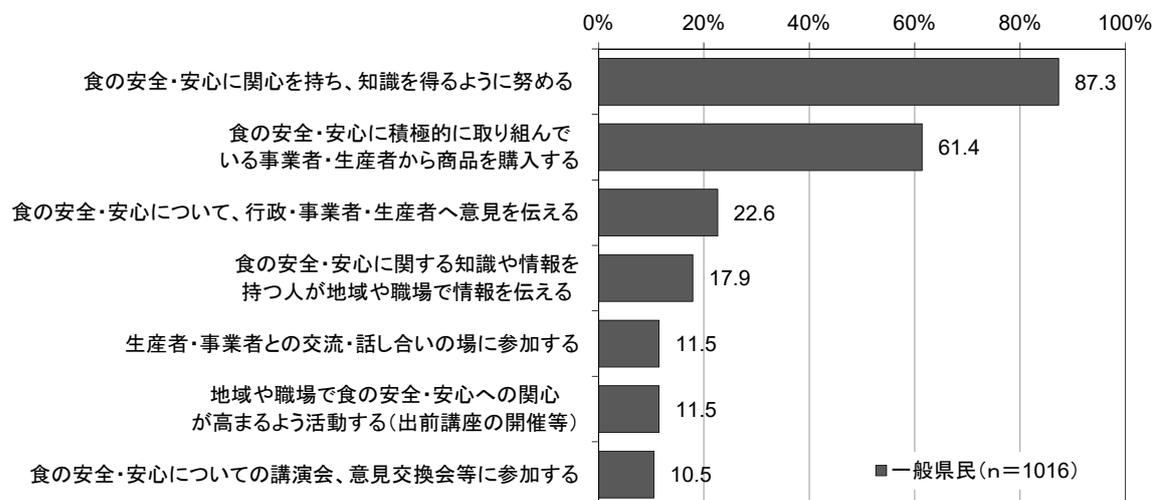
【一般県民：問7／一次：問10／二次：問27／三次：問31】

一般県民の調査で「食の安全に関する知識や理解を深めるために消費者がすべきこと」は、「食の安全・安心に関心を持ち、知識を得るように努める」とした人の割合が87.3%で最も高くなっている。（図 対象者間 1-1-1）

一方、各産業の調査で「消費者に対して望むこと」は、一次産業は「農林水産物の生産について、もっとよく知って理解してほしい」の割合が59.2%で最も高く、二次産業では、「食品の製造・加工についてもっとよく知って理解してほしい」が37.9%で最も高く、三次産業では、「食品の流通・販売についてもっとよく知って理解してほしい」が34.5%で最も高くなっており、「消費者がすべきこと」と事業者が「消費者に望むこと」の方向性は一致している。

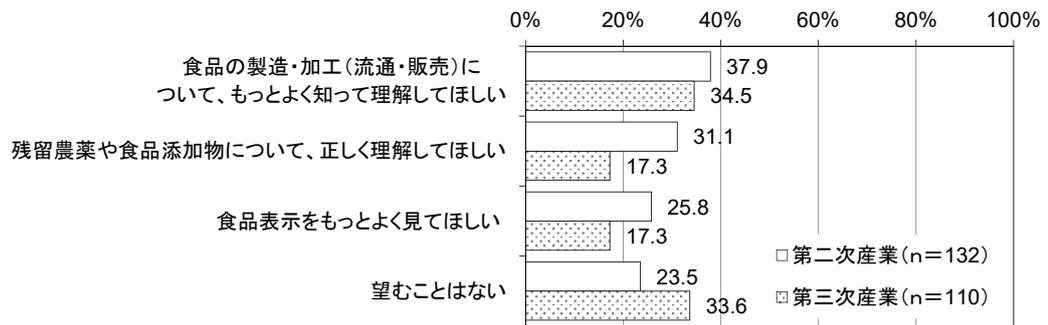
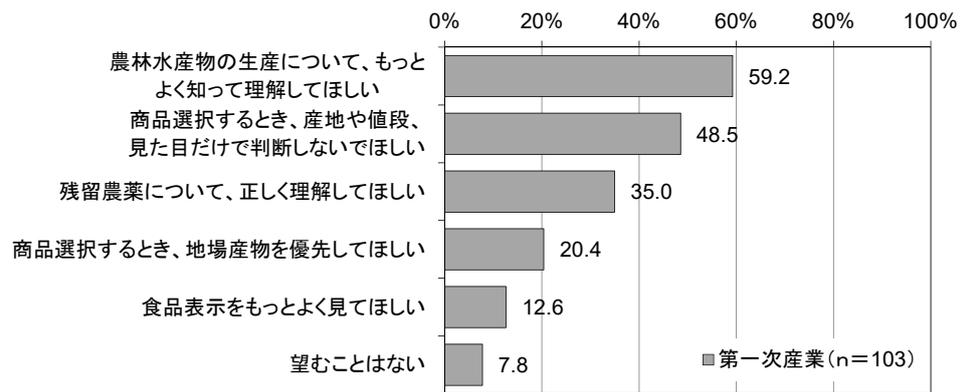
そのほか、一次産業は「商品選択するとき、産地や値段、見た目だけで判断しないでほしい」が、二次・三次産業は「残留農薬や食品添加物について、正しく理解してほしい」や「食品表示をもっとよく見てほしい」なども高くなっている。（図 対象者間 1-1-2）

図 対象者間 1-1-1 食の安全に関する知識や理解を深めるため消費者がすべきこと（一般県民：3つまで選択）



※「その他」、無回答は非表示

図 対象者間 1-1-2 消費者に対して望むこと（一次産業・二次産業・三次産業：すべて選択）



※同様の意味を整理して表示。「その他」、無回答は非表示

1-2 農薬や動物用医薬品の使用についての考え方

【一般県民：問11／一次：問3／二次：問5／三次：問3】

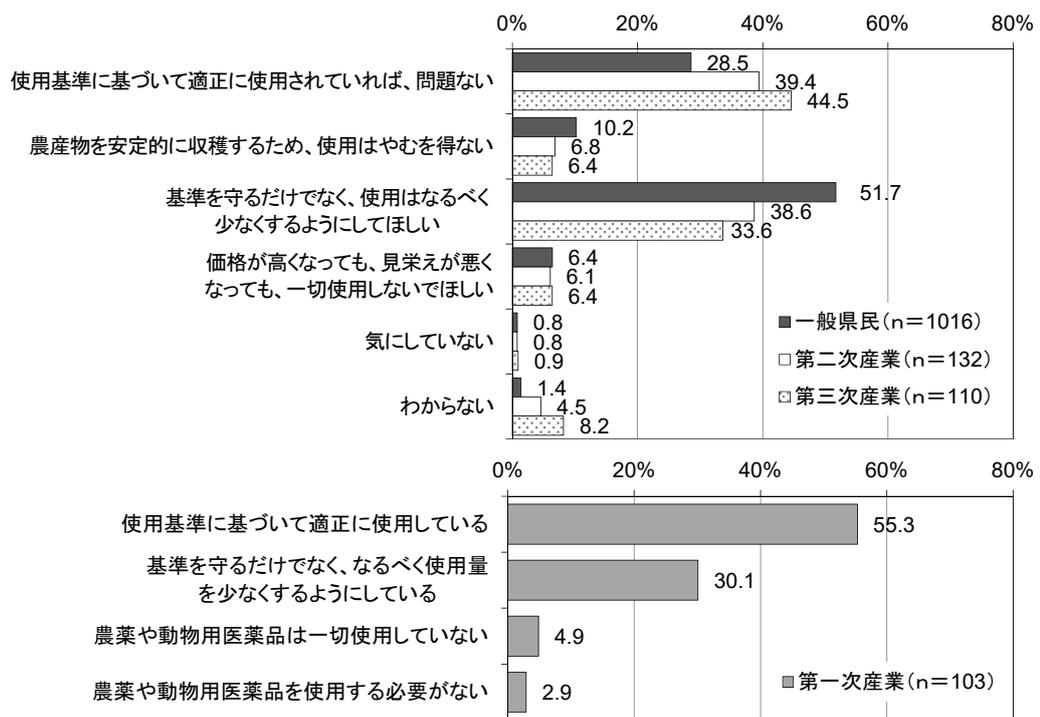
「農薬や動物用医薬品の使用」について、一般県民は「基準を守るだけでなく、使用はなるべく少なくするようにしてほしい」とした人の割合が51.7%で最も高く、次いで「使用基準に基づいて適正に使用されていれば、問題ない」が28.5%となっている。

二次産業は「使用基準に基づいて適正に使用されていれば、問題ない」39.4%と「基準を守るだけでなく、使用はなるべく少なくするようにしてほしい」38.8%が同程度に高くなっている。

三次産業は「使用基準に基づいて適正に使用されていれば、問題ない」が44.5%で最も高く、次いで「基準を守るだけでなく、使用はなるべく少なくするようにしてほしい」が33.6%となっている。

また、一次産業の「農薬や動物用医薬品の使用状況」は、「使用基準に基づいて適正に使用している」の割合が55.3%で最も高く、次いで「基準を守るだけでなく、なるべく使用量を少なくするようにしている」が30.1%となっている。

図 対象者間 1-2 農薬や動物用医薬品の使用についての考え方（一般県民・二次産業・三次産業：1つ選択）



※同様の意味の項目を整理して表示。無回答は非表示

1-3 食品添加物の使用について

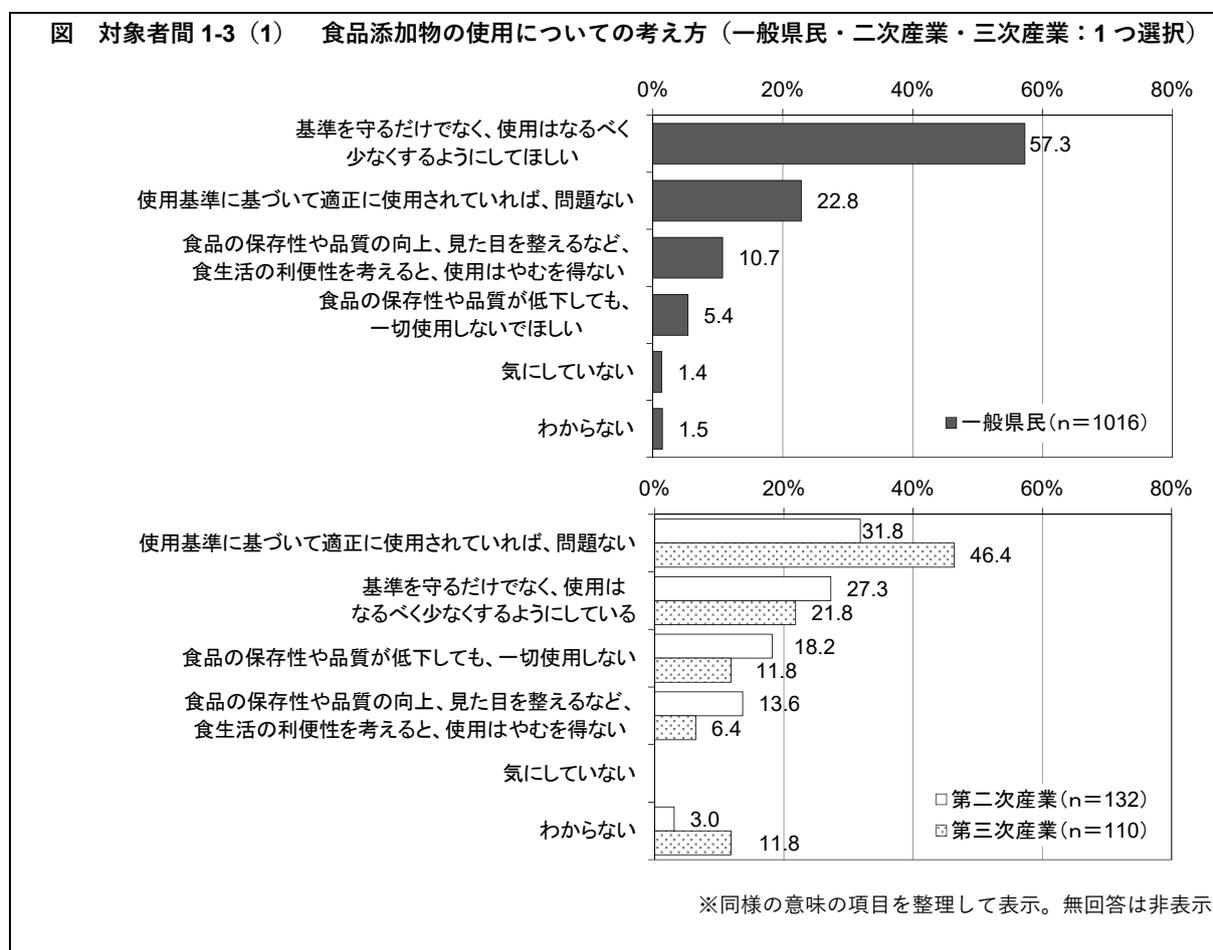
(1) 使用についての考え方

【一般県民：問12／二次：問9／三次：問7】

「食品添加物の使用」について、一般県民は「基準を守るだけでなく、使用はなるべく少なくするようにしてほしい」とした人の割合が57.3%で最も高く、次いで「使用基準に基づいて適正に使用されていれば、問題ない」が22.8%となっている。

二次産業は「使用基準に基づいて適正に使用されていれば、問題ない」とした事業者の割合が31.8%で最も高く、次いで「基準を守るだけでなく、使用はなるべく少なくするようにしている」が27.3%となっている。

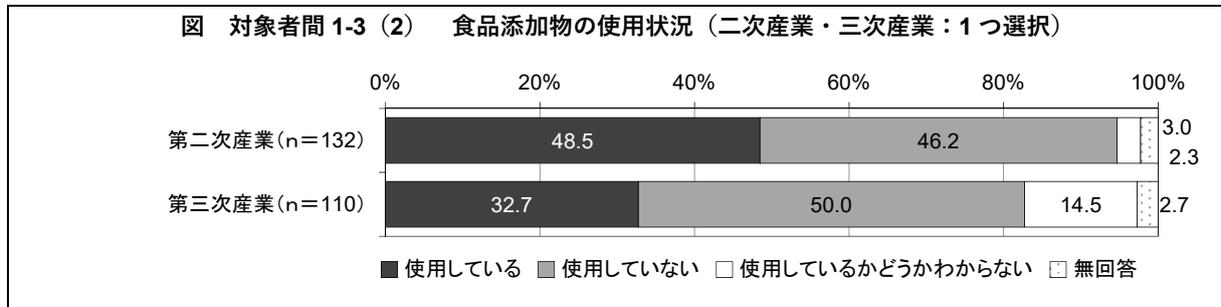
三次産業は「使用基準に基づいて適正に使用されていれば、問題ない」が46.4%で最も高く、次いで「基準を守るだけでなく、使用はなるべく少なくするようにしている」が21.8%となっている。



(2) 食品添加物の使用状況

【二次：問8／三次：問6】

「食品添加物の使用」について、二次産業は「使用している」とした事業者の割合が48.5%、「使用していない」が46.2%と同程度となっている。三次産業は「使用している」が32.7%、「使用していない」が50.0%となっている。



1-4 輸入食品について

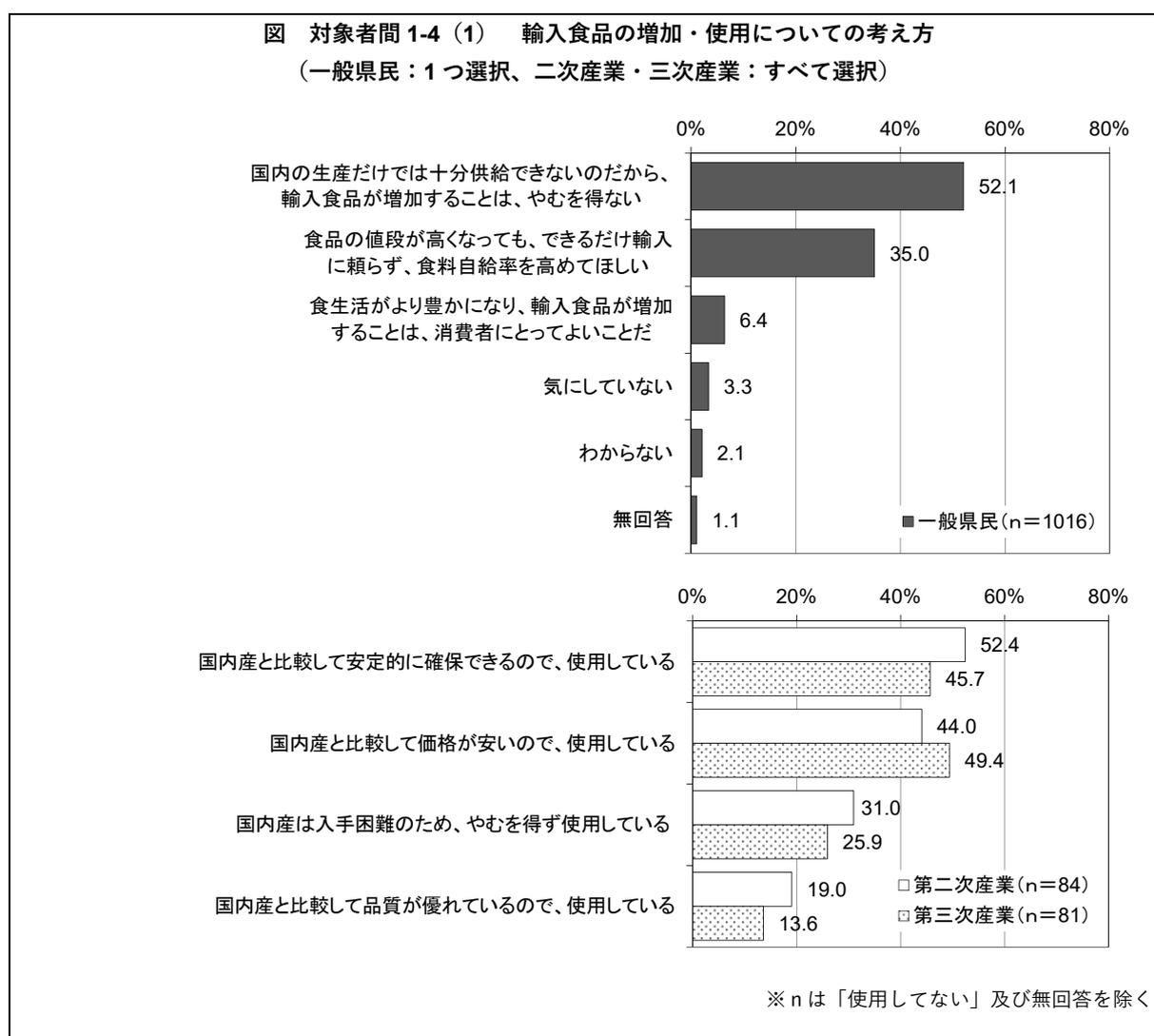
(1) 輸入食品の増加についての考え方／輸入食品の原材料としての使用

【一般県民：問 13／二次：問 10／三次：問 8】

「輸入食品が増加していること」について、一般県民は「国内の生産だけでは十分供給できないのだから、輸入食品が増加することは、やむを得ない」とした人の割合が 52.1%で最も高く、次いで「食品の値段が高くなっても、できるだけ輸入に頼らず、食料自給率を高めてほしい」35.0%となっている。

一方、「輸入食品を原材料として使用している」理由について、二次産業は「国内産と比較して安定的に確保できているので、使用している」とした事業者の割合が 52.4%で最も高く、次いで「国内産と比較して価格が安いので、使用している」が 44.0%となっている。

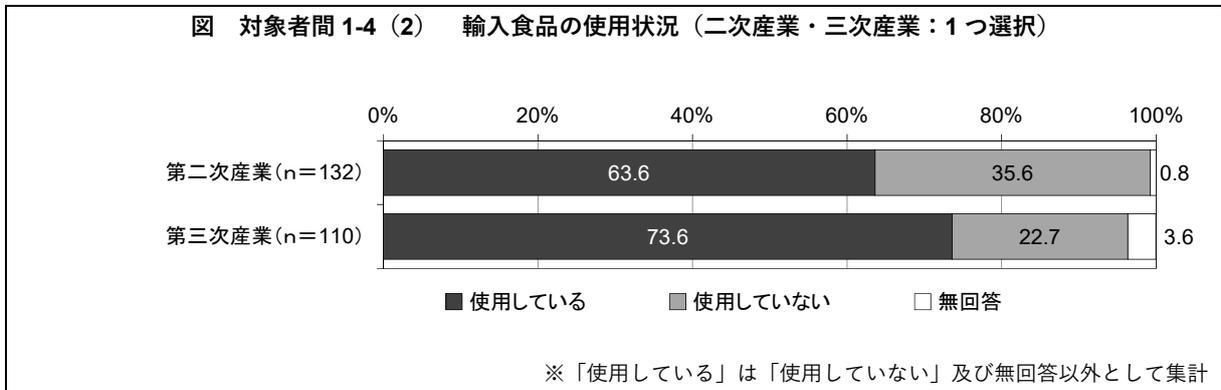
三次産業は「国内産と比較して価格が安いので、使用している」が 49.4%で最も高く、次いで「国内産と比較して安定的に確保できているので、使用している」が 45.7%となっている。



(2) 輸入食品の使用状況

【二次：問10／三次：問8】

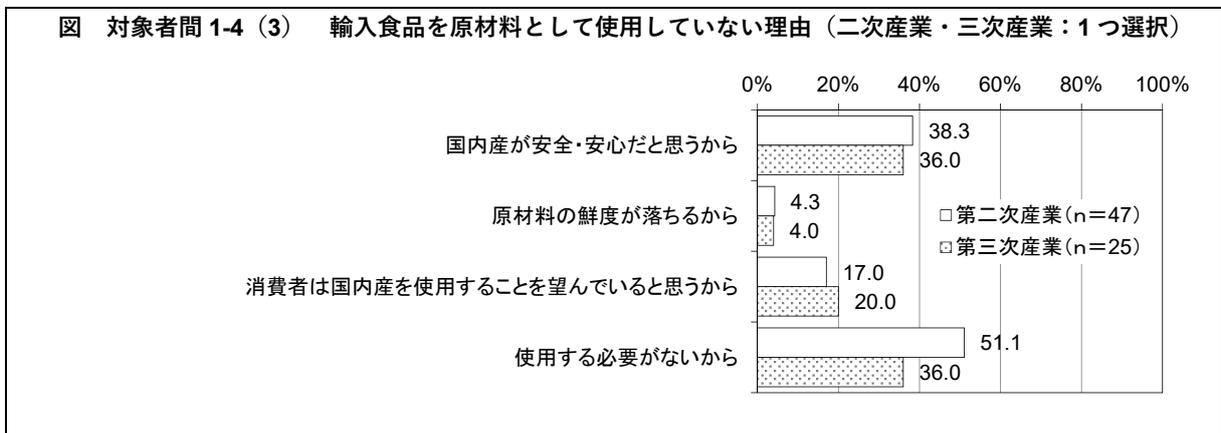
「輸入食品の原材料としての使用」について、二次・三次産業のいずれも「使用している」*とした事業者の割合が最も高く、二次産業は63.6%、三次産業は73.6%となっている。



(3) 輸入食品を原材料として使用していない理由

【二次：問11／三次：問9】

「輸入食品を原材料として使用していない」理由について、二次産業は「使用する必要がないから」とした事業者の割合が51.1%で最も高くなっている。三次産業は「国内産が安全・安心だと思うから」、「使用する必要がないから」の2項目が高く、36.0%で同値となっている。



1-5 遺伝子組換え食品について

(1) 安全性についての考え方

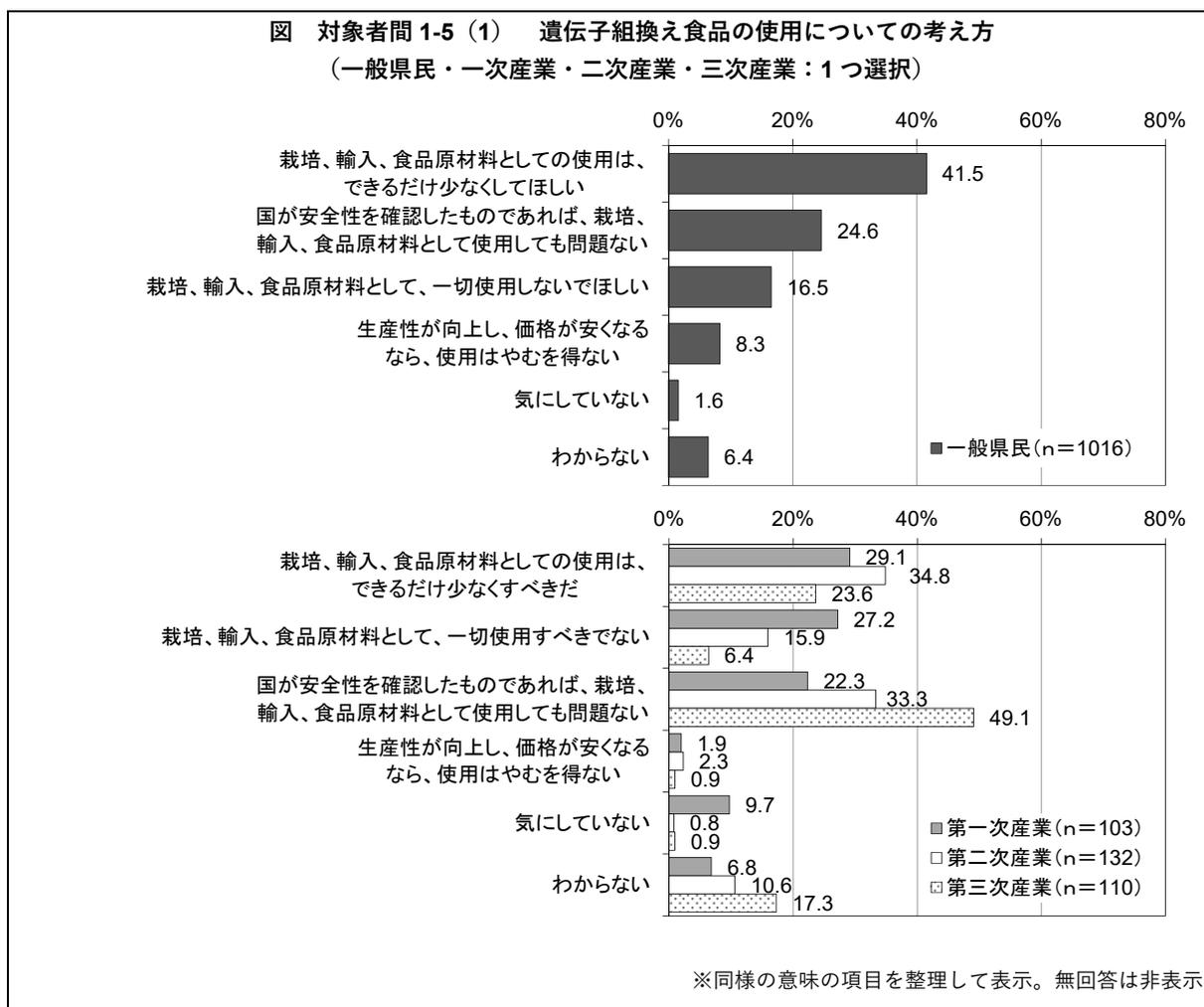
【一般県民：問 14／一次：問 4／二次：問 7／三次：問 5】

「遺伝子組換え食品」について、一般県民は「栽培、輸入、食品原材料としての使用は、できるだけ少なくしてほしい」とした人の割合が 41.5%で最も高く、次いで「国が安全性を確認したものであれば、栽培、輸入、食品原材料として使用しても問題ない」24.6%となっている。

一次産業は「栽培、輸入、食品原材料としての使用は、できるだけ少なくすべきだ」とした事業者の割合が 29.1%で最も高く、次いで「栽培、輸入、食品原材料として、一切使用すべきでない」が 27.2%となっている。

二次産業は「栽培、輸入、食品原材料としての使用は、できるだけ少なくすべきだ」が 34.8%で最も高く、次いで「国が安全性を確認したものであれば、栽培、輸入、食品原材料として使用しても問題ない」が 33.3%となっている。

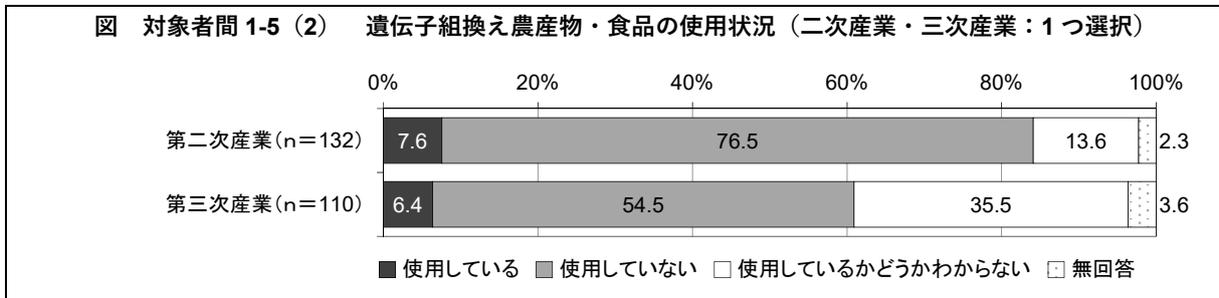
三次産業は「国が安全性を確認したものであれば、栽培、輸入、食品原材料として使用しても問題ない」が 49.1%で最も高く、次いで「栽培、輸入、食品原材料としての使用は、できるだけ少なくすべきだ」が 23.6%となっている。



(2) 遺伝子組換え農産物・食品の使用状況

【二次：問6／三次：問4】

「遺伝子組み換え農産物及び食品の使用」について、二次・三次産業のいずれも「使用していない」とした事業者の割合が最も高く、二次産業は76.5%、三次産業は54.5%となっている。



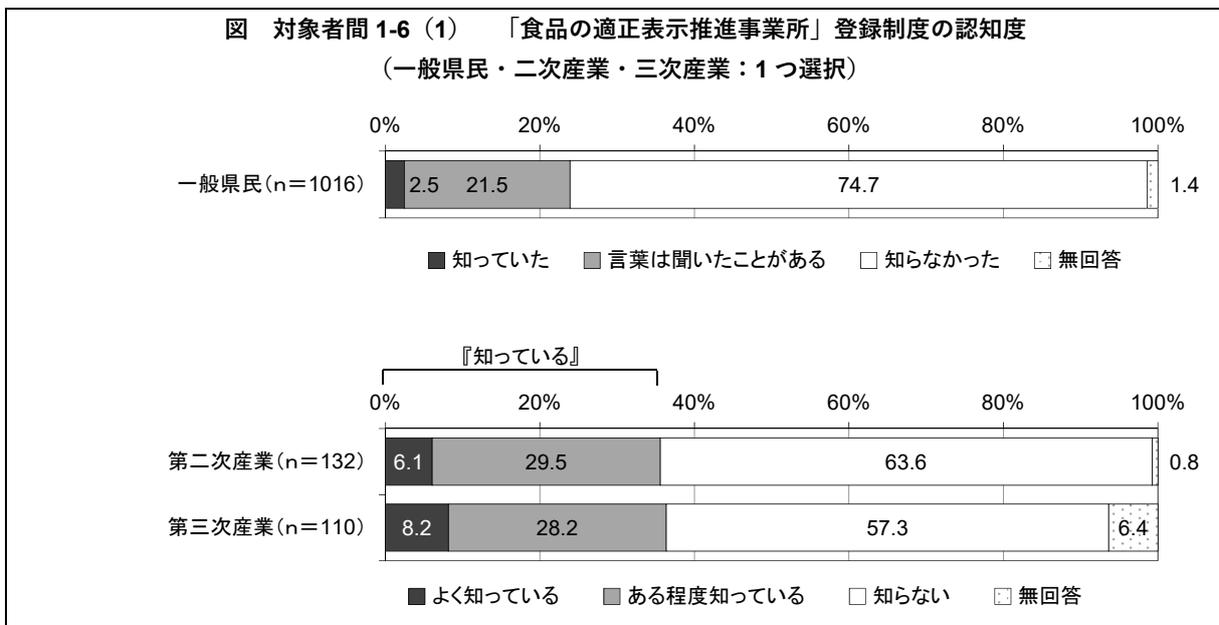
1-6 「食品の適正表示推進事業所」登録制度について

(1) 「食品の適正表示推進事業所」の認知度

【一般県民：問28／二次：問14／三次：問12】

一般県民の調査では、「食品の適正表示推進事業所」登録制度について、「知っていた」とした人の割合2.5%と「言葉は聞いたことがある」21.5%を合わせた『言葉の認知度』は24.0%となっている。

各産業の調査では、登録制度を「よく知っている」と「ある程度知っている」を合わせた『知っている』事業者の割合(認知度)は、二次産業が35.6%、三次産業が36.4%となっている。

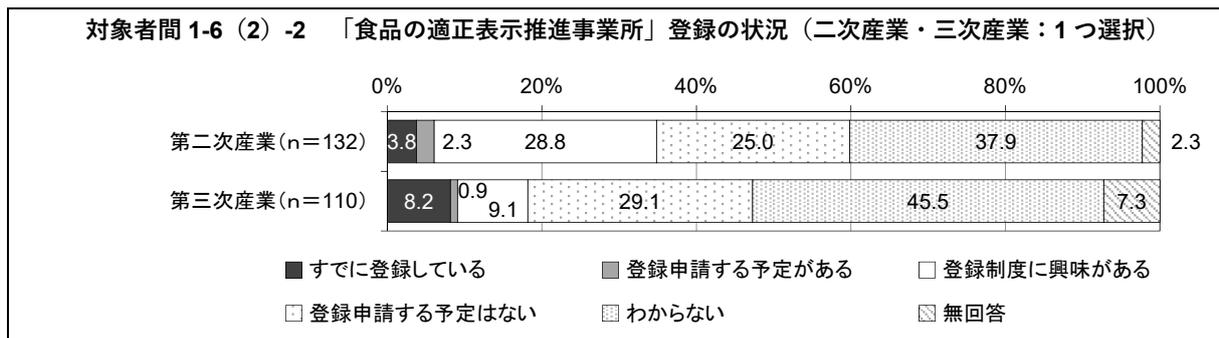
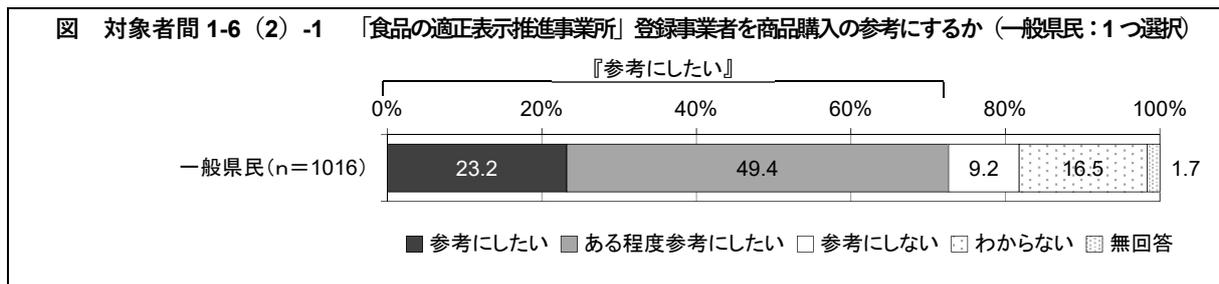


(2) 「食品の適正表示推進事業所」を商品購入の参考にするか／登録状況

【一般県民：問 29／二次：問 15／三次：問 13】

一般県民が「商品購入の際に登録事業所であることを参考にするか」については、「参考にしたい」と「ある程度参考にしたい」を合わせた『参考にしたい』とした人の割合は 72.6%となっている。(図 対象者間 1-6 (2) -1)

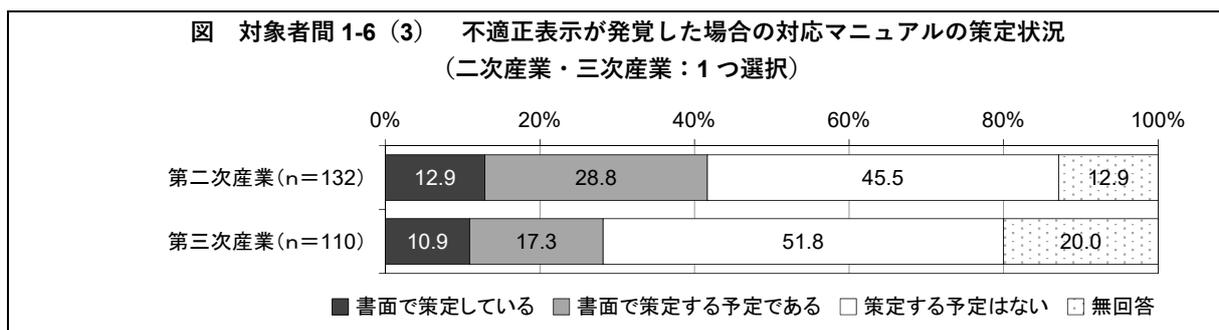
各産業の制度の登録状況について、「すでに登録している」とした事業者の割合は、二次産業が 3.8%、三次産業が 8.2%となっている。「登録申請する予定がある」と「登録制度に興味がある」を合わせた『今後登録の可能性はある』とした事業者の割合は、二次産業が 31.1%、三次産業が 10.0%となっている。(図 対象者間 1-6 (2) -2)



(3) 不適正表示が発覚した場合の対応マニュアル策定状況

【二次：問 16／三次：問 14】

「不適正表示が発覚した場合の対応マニュアルの策定」について、二次・三次産業のいずれも「策定する予定はない」とした事業者の割合が最も高く、二次産業は 45.5%、三次産業は 51.8%となっている。取組状況について「書面で策定している」と「書面で策定する予定である」を合わせると、二次産業は 41.7%、三次産業は 28.2%で、二次産業が三次産業より高くなっている。



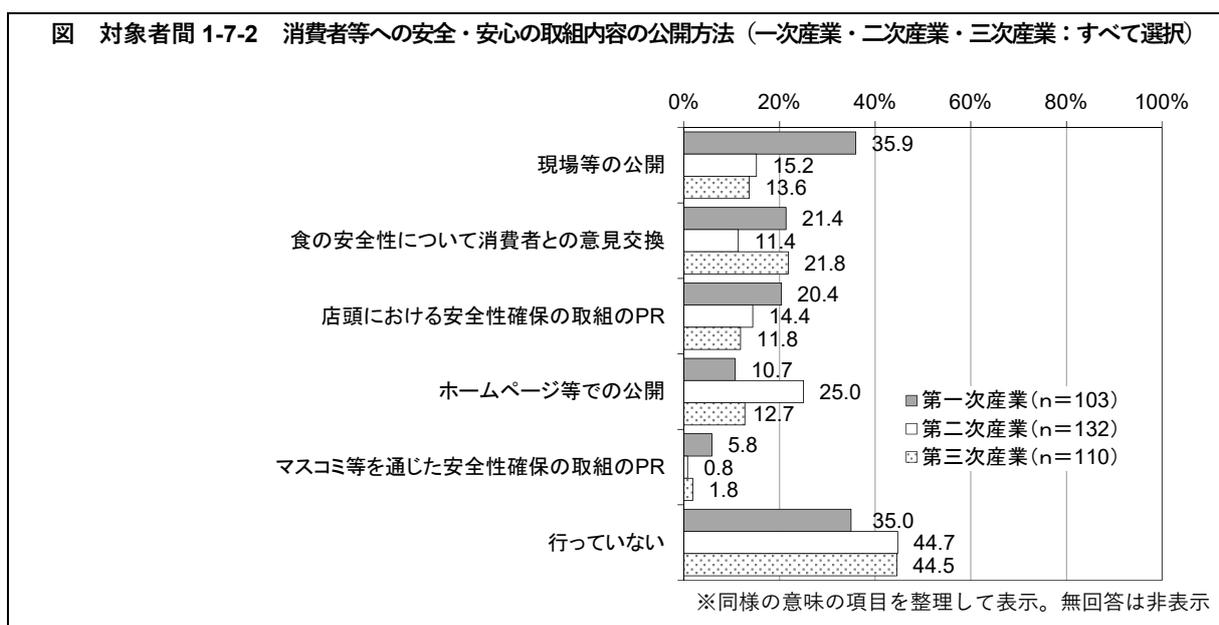
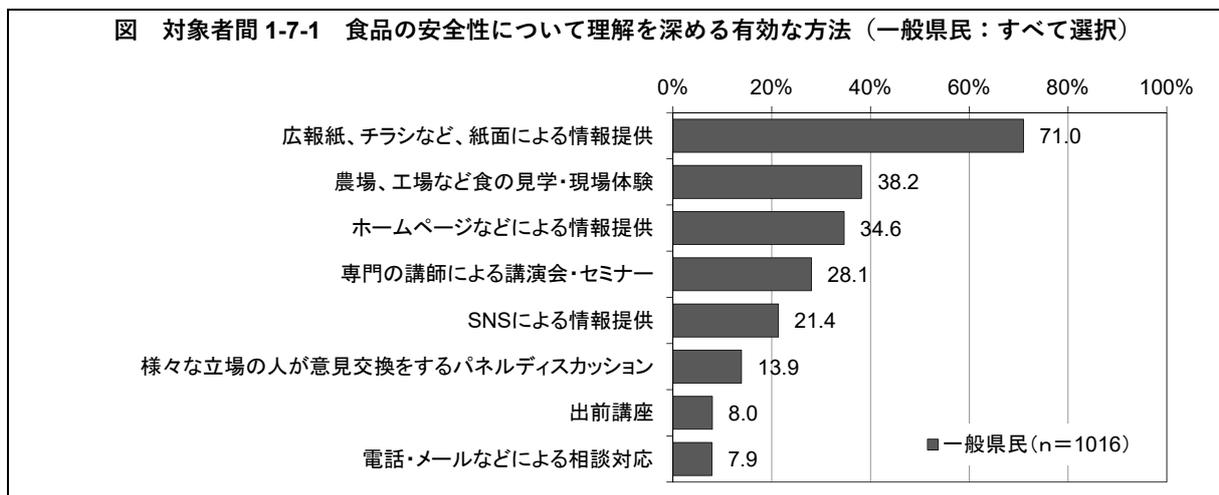
1-7 食品の安全性について理解を深める有効な手段／取組内容の公開方法

【一般県民：問 35／一次：問 9／二次：問 26／三次：問 30】

一般県民の調査で、「食品の安全性について理解を深める有効な手段」は、「広報紙、チラシなど、紙面による情報提供」とした人の割合が 71.0%で最も高く、次いで「農場、工場など食の見学・現場体験」が 38.2%、「ホームページなどによる情報提供」が 34.6%となっている。(図 対象者間 1-7-1)

各産業の調査で、「消費者等に安全・安心の取組内容について公開している方法」について、一次産業は「生産現場等の公開」とした事業者の割合が 35.9%で最も高く、次いで「食の安全性について消費者との意見交換」が 21.4%となっている。二次産業は「ホームページ等での公開」が 25.0%で最も高く、次いで「製造・加工現場等の公開」が 15.2%となっている。三次産業は「食の安全性について消費者との意見交換」が 21.8%で最も高く、次いで「食品・食材の管理現場等の公開」が 13.6%となっている。

一方、消費者への情報公開を「行っていない」とした事業者は、一次産業が 35.0%、二次産業が 44.7%、三次産業が 44.5%となっている。(図 対象者間 1-7-2)



1-8 県に望む食の安全・安心を確保するための施策の重要性

【一般県民：問 37／一次：問 11／二次：問 28／三次：問 32】

一般県民の「食の安全・安心を確保するために県に望む施策の重要性」について施策別に比較すると、「大変重要である」と「重要である」を合わせた『重要性』は、「食中毒対策」とした人の割合が 97.1%で最も高く、次いで「輸入食品の安全性確保」が 96.0%、「農薬の適正使用・残留農薬の基準遵守」が 95.4%など、上位 9 項目がいずれも 90%以上となっている。

産業別に見ると、一次産業は、「輸入食品の安全性確保」が 97.0%で最も高く、次いで「生産者・食品事業者の自主衛生管理の推進」が 95.9%、「農薬の適正使用・残留農薬基準の遵守」が 93.9%となっている。二次産業は、「食中毒対策」が 99.2%で最も高く、次いで「食品添加物の適正使用・基準の遵守」が 97.6%、「食物アレルギーに関する理解促進」が 96.7%となっている。三次産業は、「食中毒対策」が 99.0%で最も高く、次いで「生産者・食品事業者の自主衛生管理の推進」が 94.1%、「食物アレルギーに関する理解促進」が 92.2%となっている。

一般県民と各産業を比較すると、二次・三次産業では、「食物アレルギーに関する理解促進」の『重要性』が高く、「消費者への情報提供・リスクコミュニケーションの促進」の『重要性』が低くなっている。また、各産業とも自主的な取組が求められる「食品検査」や「トレーサビリティ」の項目の『重要性』が低くなっている。

表 対象者間 1-8 食品の安全・安心確保のため県に望む施策の『重要性』
(一般県民・一次産業・二次産業・三次産業：それぞれ 1 つ選択)

	一般県民		第一次産業		第二次産業		第三次産業	
	順位	重要性	順位	重要性	順位	重要性	順位	重要性
食中毒対策	1	97.1	4	92.9	1	99.2	1	99.0
輸入食品の安全性確保	2	96.0	1	97.0	6	94.3	6	89.3
農薬の適正使用・残留農薬基準の遵守	3	95.4	3	93.9	4	95.2	4	90.3
生産者・食品事業者の自主衛生管理の推進	4	94.9	2	95.9	5	95.2	2	94.1
食品検査体制の充実	5	94.3	10	86.9	10	87.5	11	85.1
食品添加物の適正使用・基準の遵守	6	93.3	5	92.0	2	97.6	5	90.2
重金属に関する食品の安全性確保	7	90.9	8	88.8	7	91.7	7	88.3
食品中の放射性物質対策	8	90.9	11	84.7	9	88.5	10	85.1
食品表示の適正化・理解促進	9	90.1	9	87.9	8	91.0	8	86.4
遺伝子組換え食品の安全性確保	10	87.5	6	90.9	12	83.7	12	80.4
食物アレルギーに関する理解促進	11	87.3	7	89.8	3	96.7	3	92.2
トレーサビリティの推進	12	86.5	14	71.1	14	67.8	14	63.4
健康食品の安全性確保	13	84.0	13	80.4	11	86.2	9	86.0
消費者への情報提供・リスクコミュニケーションの促進	14	83.2	12	82.7	13	77.2	13	72.5

※単位：%

※網掛け表示は各対象者における『重要性』上位 3 項目。そのうち濃色は各対象者における『重要性』が最も高い項目

※一般県民における「大変重要である」と「重要である」を合わせた『重要性』の高い順に表示

1-9 特に重点的な取組を望む施策

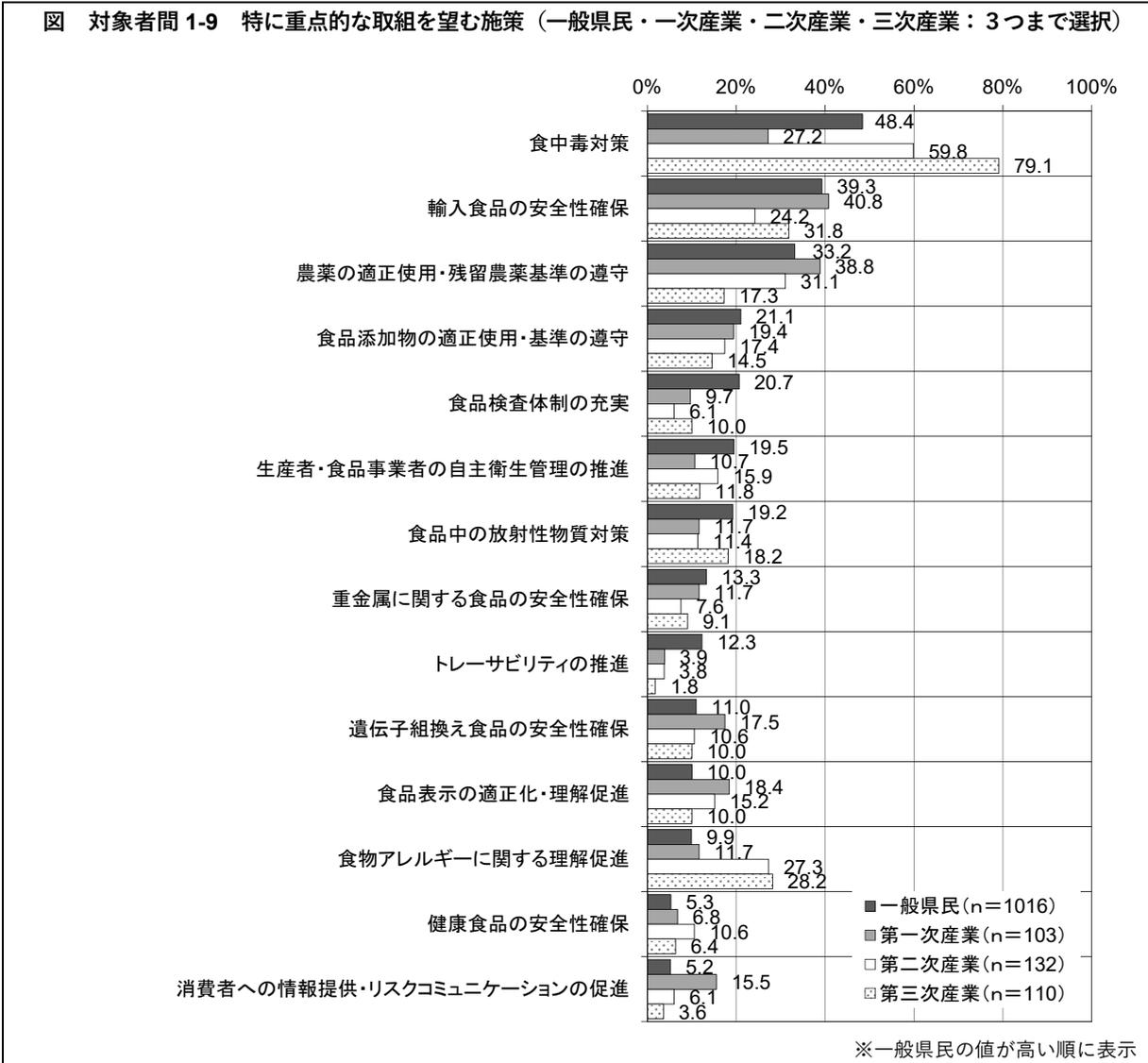
【一般県民：問 38／一次：問 12／二次：問 29／三次：問 33】

「県に対して特に重点的な取組を望む施策」の上位は、一般県民、各産業ともに「食中毒対策」、
「輸入食品の安全性確保」、「農薬の適正使用・残留農薬基準の遵守」となっている。

また、二次産業・三次産業は「食物アレルギーに関する理解促進」も高くなっている。

この結果は、概ね、前述の「1-8 県に望む食の安全・安心を確保するための施策の重要性」
の結果と同様の傾向となっている。

図 対象者間 1-9 特に重点的な取組を望む施策（一般県民・一次産業・二次産業・三次産業：3つまで選択）

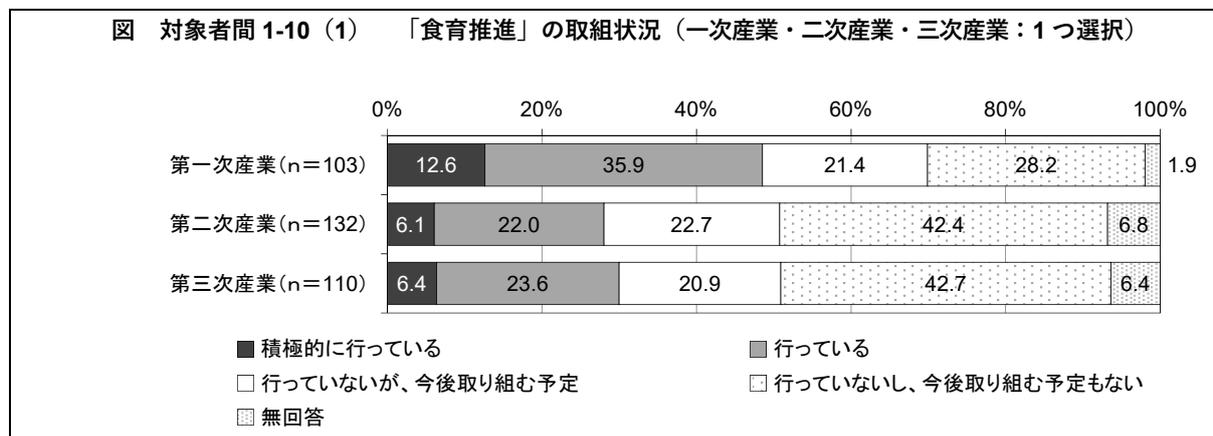


1-10 食育について

(1) 「食育」への関心／「食育推進」の取組

【一次：問 13／二次：問 30／三次：問 34】

「積極的に行っている」、「行っている」、「行っていないが、今後取り組む予定」の3項目を合わせると、一次産業が69.9%、二次産業は50.8%、三次産業は50.9%となっている。



(2) 「食育推進」の実践・取組内容

【一次：問 14／二次：問 31／三次：問 35】

事業者が「食育推進」に関して行っている取組（前問で「積極的に行っている」「行っている」「行っていないが、今後取り組む予定」とした場合）について、一次産業は「農業・収穫体験や交流イベントの企画・実施」とした事業者の割合が 56.9%、「地産地消の推進」が 52.8%で同程度に高くなっている。二次産業は「地産地消の推進」が 50.7%で最も高く、三次産業は「地産地消の推進」が 44.6%、「栄養バランスのよい料理や商品の開発・提供」が 46.4%で同程度に高くなっている。また、「地産地消の推進」、「産地直送品の販売や産地・生産者に関する情報提供」の2項目は、いずれの産業も比較的高くなっている。

表 対象者間 1-10 (2) 「食育推進」に関して行っている取組
(一次産業・二次産業・三次産業：すべて選択)

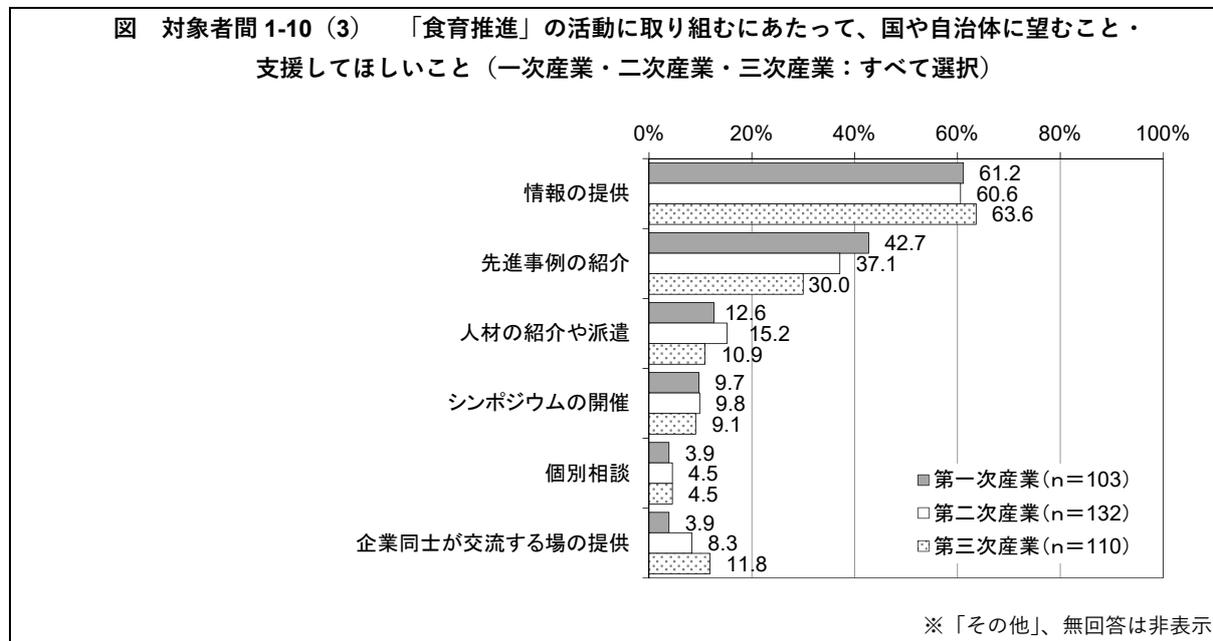
「食育推進」に関して行っている取組	第一次産業	第二次産業	第三次産業
n	72	67	56
農業・収穫体験や交流イベントの企画・実施	56.9	14.9	12.5
地産地消の推進	52.8	50.7	44.6
産地直送品の販売や産地・生産者に関する情報提供	38.9	29.9	37.5
イベント主催など直接的な情報提供や食生活の改善指導	26.4	16.4	12.5
小分け・ばら売りなど「量」を選択できるような工夫	19.4	22.4	26.8
学校・保育所・公民館等への講師派遣や出前講座の実施	19.4	13.4	7.1
環境面に関する情報提供	8.3	4.5	10.7
従業員の家庭教育を応援するための職場環境づくり	8.3	6.0	7.1
ホームページなどを通じた食育に関する情報提供	6.9	19.4	23.2
従業員の生活習慣病予防及び改善につながる取組	6.9	16.4	19.6
マスメディアを通じた食育に関する情報提供や自社の取組の PR	5.6	9.0	3.6
食育推進に関わる人材育成への支援	5.6	3.0	5.4
食育推進のための教材(ビデオ・テキスト等)の開発・提供	5.6	3.0	5.4
日本型食生活に関する情報提供	2.8	9.0	16.1
工場見学等のインダストリーツーリズムの実施	2.8	10.4	10.7
栄養バランスのよい料理や商品の開発・提供	1.4	32.8	46.4
食事のマナー・作法に関する情報提供や講習会等での実演指導	1.4	6.0	8.9
食育推進の取組に対する資金的な支援	0.0	0.0	0.0

※各産業は一次産業の値が高い順に表示
※「その他」、無回答は非表示

(3) 「食育推進」の活動に取り組むにあたって、国や自治体への要望

【一次：問 15／二次：問 32／三次：問 36】

いずれの産業も「情報の提供」とした事業者の割合が約 60%で最も高く、次いで「先進事例の紹介」が高くなっている。



2 食品安全について（各事業者の状況）

2-1 食品の安全性確保のために重視していること

【一次：問1／二次：問1／三次：問1】

産業別に「食品の安全性確保のために重視していること」を比較すると、一次産業は「農薬の適正使用」の割合が77.7%で最も高く、次いで「鮮度」が69.9%、「生産履歴等の記帳」が60.2%となっている。

二次産業は「異物等の混入防止」が81.8%で最も高く、次いで「細菌等の汚染防止などの衛生管理」が74.2%、「原材料の安全性（農薬、動物用医薬品等）や品質」が65.9%となっている。三次産業は「鮮度」が88.2%で最も高く、次いで「細菌等汚染防止などの衛生管理」が59.1%、「異物等の混入防止」が57.3%となっている。

また、いずれの産業も「放射性物質の検査結果」は10%前後で下位となっている。

図 対象者間 2-1 食品の安全性確保のために重視していること
(一次産業・二次産業・三次産業：すべて選択)

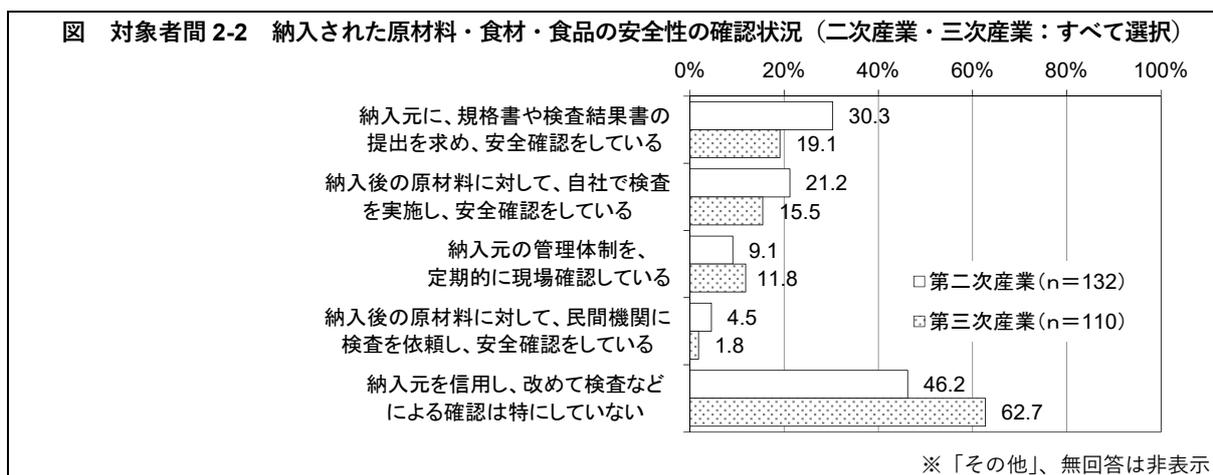
第一次産業（問1）		第二次産業（問1）		第三次産業（問1）	
順位	%	順位	%	順位	%
1位	農薬の適正使用 77.7	1位	異物等の混入防止 81.8	1位	鮮度 88.2
2位	鮮度 69.9	2位	細菌等汚染防止などの衛生管理 74.2	2位	細菌等汚染防止などの衛生管理 59.1
3位	生産履歴等の記帳 60.2	3位	原材料の安全性（農薬、動物用医薬品等）や品質 65.9	3位	異物等の混入防止 57.3
4位	肥料の適正使用 56.3	4位	食品表示の適正化 59.1	4位	食品表示の適正化 49.1
5位	異物等の混入の排除 52.4	5位	食品の容器・包装の安全性確保 51.5	5位	食品の容器・包装の安全性確保 45.5
6位	出荷先の社会的信用度 29.1	6位	食品添加物の安全性 42.4	6位	食品添加物の安全性 35.5
7位	細菌等の汚染の防止 23.3	7位	放射性物質の検査結果 9.1	7位	農薬、動物用医薬品の残留基準の遵守 17.3
8位	放射性物質の検査結果 14.6			8位	放射性物質の検査結果 10.9
9位	動物用医薬品の適正使用 9.7				

※「その他」、無回答は非表示

2-2 納入された原材料・食材・食品の安全性の確認方法

【二次：問2／三次：問2】

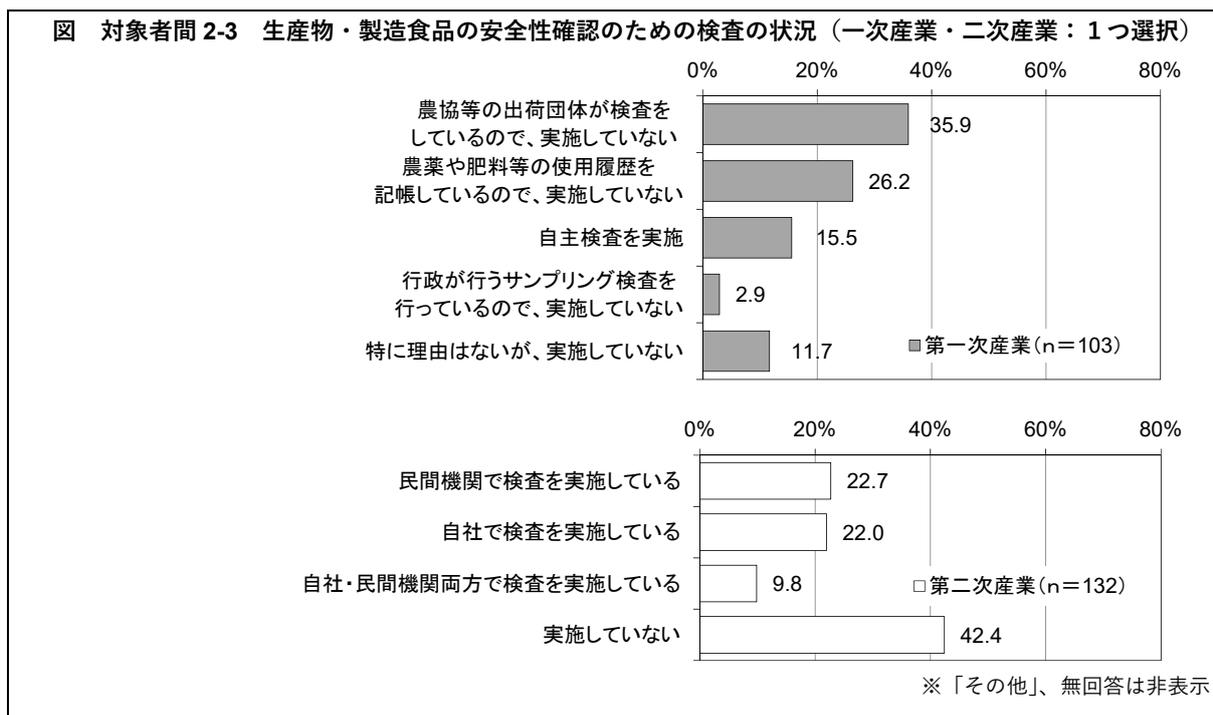
二次・三次産業のいずれも「納入元を信用し、改めて検査などによる確認は特にしていない」とした事業者の割合が最も高く、二次産業は46.2%、三次産業は62.7%となっている。次いでいずれも「納入元に規格書や検査結果書の提出を求め、安全確認をしている」が高く、二次産業は30.3%、三次産業は19.1%となっている。



2-3 生産物・製造食品の安全性確認のための検査の状況

【一次：問2／二次：問3】

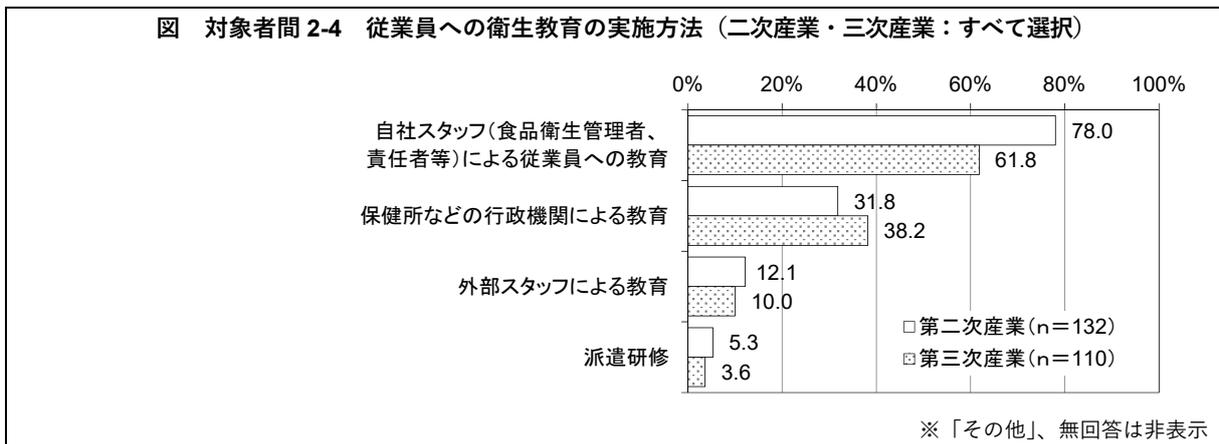
一次産業は「農協等の出荷団体が検査をしているので、実施していない」とした事業者の割合が35.9%で最も高く、二次産業は「実施していない」が42.4%で最も高くなっている。



2-4 従業員への衛生教育の実施方法

【二次：問4／三次：問15】

二次・三次産業のいずれも「自社スタッフ（食品衛生管理者、責任者等）による従業員への教育」とした事業者の割合が最も高く、二次産業は78.0%、三次産業は61.8%となっている。次いで「保健所などの行政機関による教育」が高く、二次産業は31.8%、三次産業は38.2%となっている。



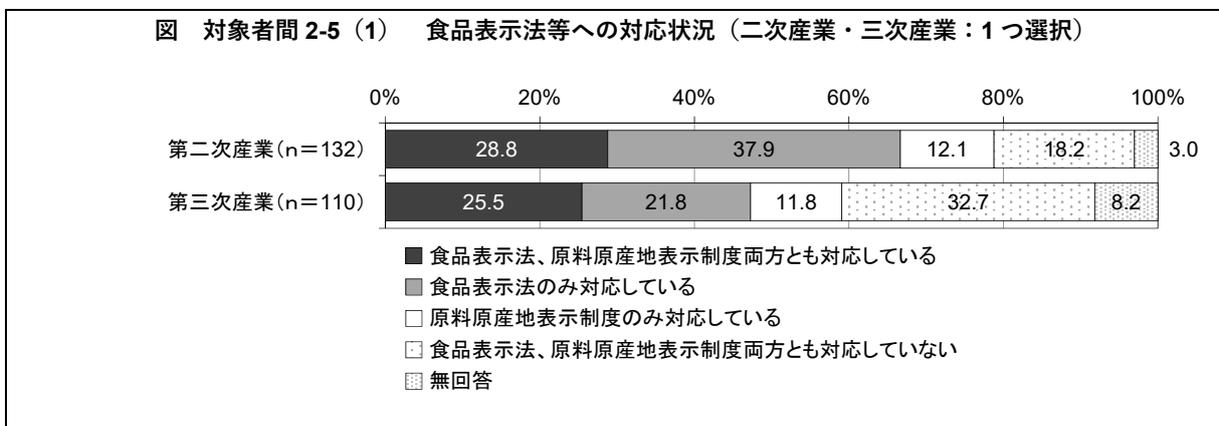
2-5 食品表示法について

(1) 食品表示法等への対応

【二次：問12／三次：問10】

2020年に完全施行される「食品表示法」について、「食品表示法、原料原産地制度両方とも対応している」と「食品表示法のみ対応している」を合わせた、『食品表示法に対応している』とした事業者の割合は、二次産業が66.7%、三次産業が47.3%となっている。

また、「食品表示法、原料原産地制度両方とも対応している」と「原料原産地表示制度のみ対応している」を合わせた、2022年に完全施行される『原料原産地表示制度に対応している』とした事業者の割合は、二次産業が40.9%、三次産業が37.3%となっている。

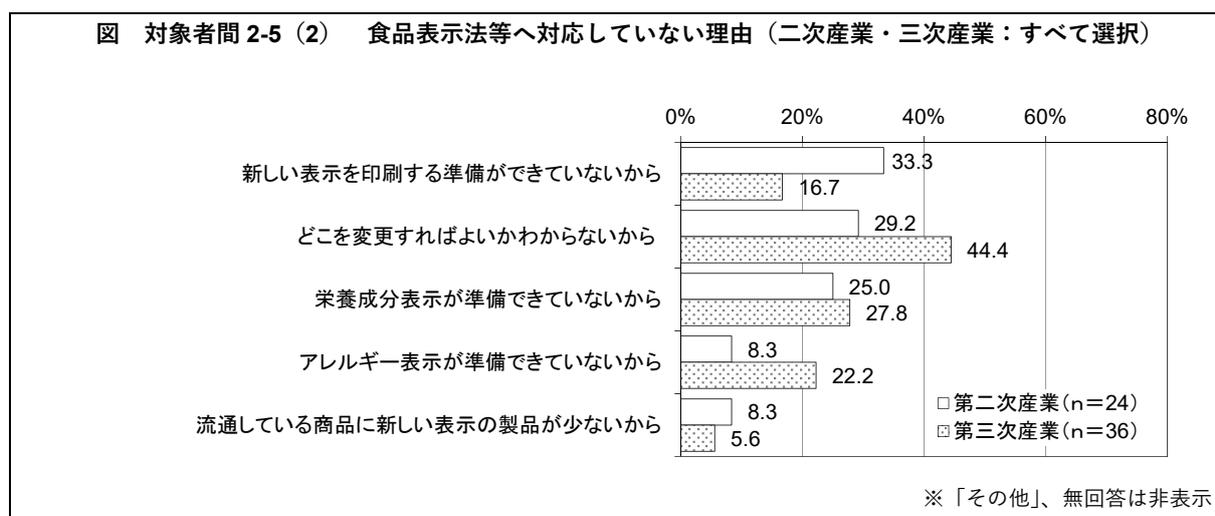


(2) 食品表示法等に対応していない理由

【二次：問 13／三次：問 11】

「食品表示法、原料原産地制度の両方とも対応していない」と回答した事業者の「対応していない理由」について、二次産業は「新しい表示を印刷する準備ができていないから」とした事業者の割合が 33.3%で最も高く、次いで「どこを変更すればよいかわからないから」が 29.2%、「栄養成分表示が準備できていないから」が 25.0%となっている。

三次産業は「どこを変更すればよいかわからないから」が 44.4%で最も高く、次いで「栄養成分表示が準備できていないから」が 27.8%、「アレルギー表示が準備できていないから」が 22.2%となっている。

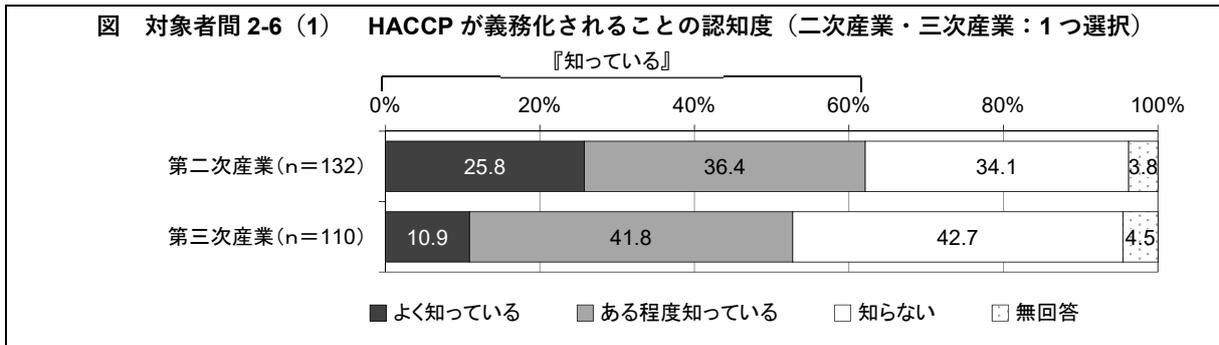


2-6 HACCP 導入のための取組について

(1) HACCP が義務化されることの認知度

【二次：問17／三次：問18】

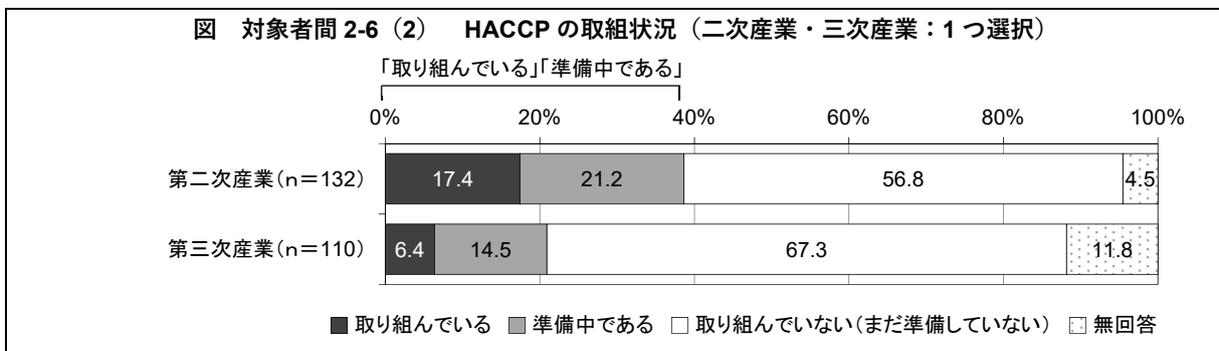
「食品衛生法の改正により HACCP の導入が義務化されること」について、「よく知っている」と「ある程度知っている」を合わせた『知っている』とした事業者の割合（認知度）は、二次産業が62.2%、三次産業が52.7%となっている。



(2) HACCP の取組状況

【二次：問18／三次：問19】

「HACCP 導入の取組状況」について、「取り組んでいる」または「準備中である」とした事業者の割合は、二次産業が38.6%、三次産業が20.9%となっている。

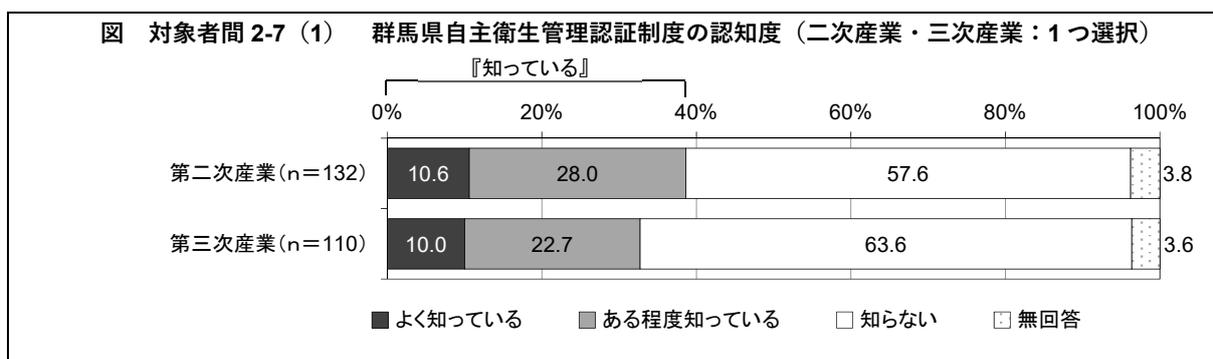


2-7 群馬県自主衛生管理認証制度について

(1) 群馬県自主衛生管理認証制度の認知度

【二次：問 20／三次：問 24】

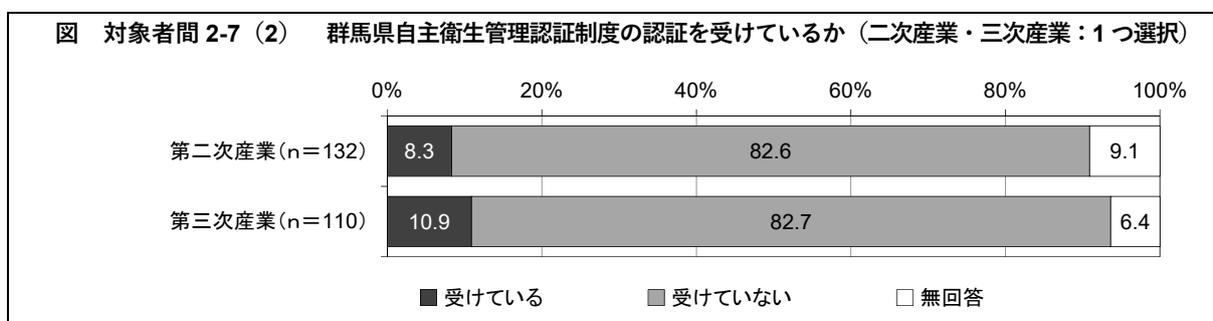
「群馬県自主衛生管理認証制度」について、「よく知っている」と「ある程度知っている」を合わせた『知っている』とした事業者の割合（認知度）は、二次産業が 38.6%、三次産業が 32.7% となっている。



(2) 群馬県自主衛生管理認証制度の認証状況

【二次：問 21／三次：問 25】

認証を「受けている」とした事業者の割合は、二次産業が 8.3%、三次産業が 10.9% となっている。

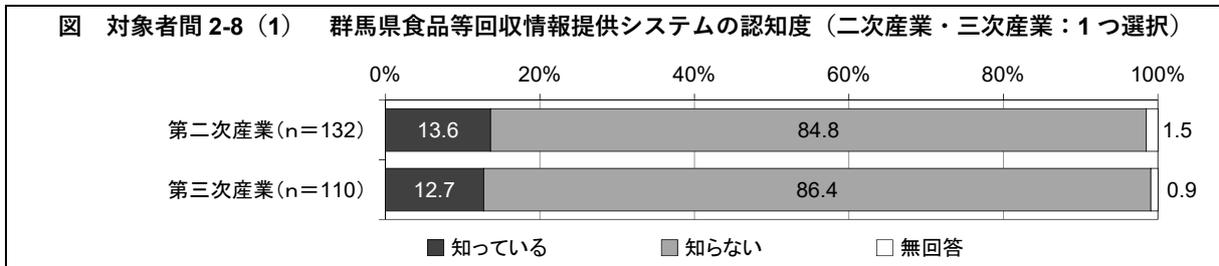


2-8 食品の自主回収について

(1) 群馬県食品等回収情報提供システムの認知度

【二次：問22／三次：問26】

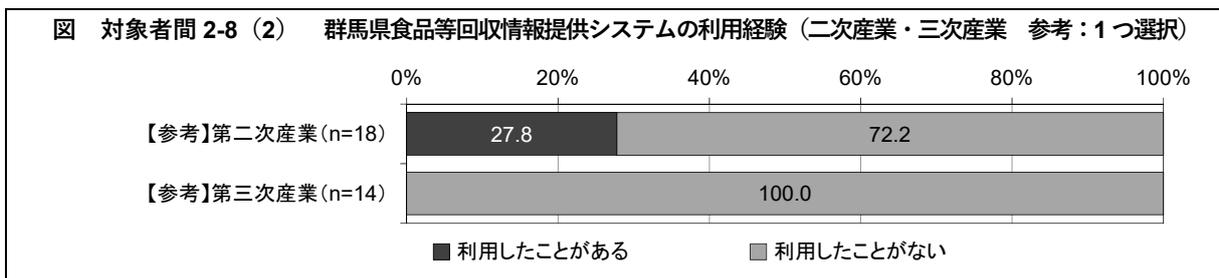
「群馬県食品等回収情報提供システム」について、「知っている」とした事業者の割合（認知度）は、二次産業が13.6%、三次産業が12.7%となっている。



(2) 群馬県食品等回収情報提供システムの利用経験

【二次：問23／三次：問27】

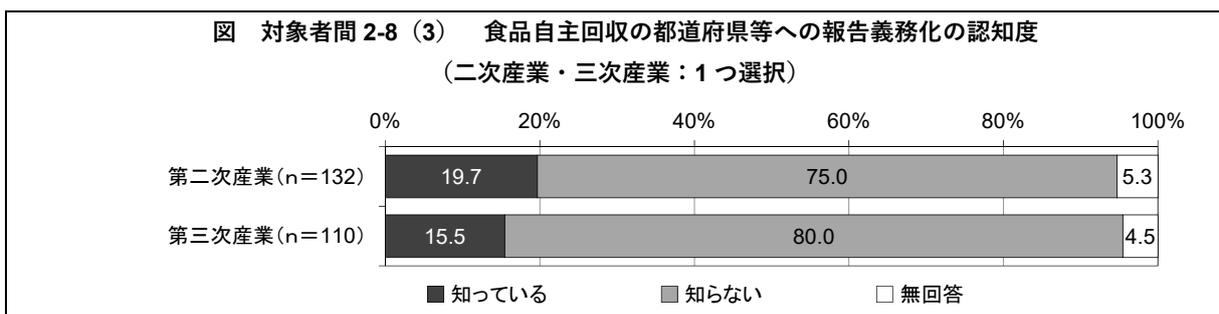
群馬県食品等回収情報提供システムを「知っている」とした事業者のうち、「利用したことがある」とした事業者の割合について、二次産業は27.8%、三次産業は該当する事業者はいなかった。なお、本設問については、対象事業者が少ないため、参考とする。



(3) 食品衛生上の危害が想定される食品の自主回収について、今後、都道府県等への報告が義務化されることの認知度

【二次：問24／三次：問28】

「食品衛生法の改正による食品衛生上の危害が想定される食品の自主回収について、都道府県等への報告が義務化されること」を「知っている」とした事業者の割合（認知度）は、二次産業が19.7%、三次産業が15.5%となっている。



2-9 トレーサビリティ・システムの導入状況

【一次：問8／二次：問25／三次：問29】

「導入が義務づけられている米及び牛肉以外の食品のトレーサビリティ・システム導入」について、「取り組んでいる」と「取組を検討している」を合わせた『取り組んでいる』とした事業者の割合は、一次産業が36.9%、二次産業が27.3%、三次産業が17.3%となっている。

